

熊本県食肉衛生検査所設置条例別表に係る食鳥処理場の指定要領

平成28年3月31日制定

1 目的

この要領は、熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号）別表に係る食鳥処理場の指定について、具体的事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「食鳥処理場」とは、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）第3条の許可を受けた者の、同条の許可に係る食鳥処理場をいう。
- (2) 「食鳥検査」とは、法第15条第1項から第3項の規定による検査をいう。
- (3) 「認定小規模食鳥処理場」とは、法第16条第1項の認定を受けた食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場をいう。

3 食鳥処理場の指定

- (1) 知事は、食鳥処理場のうち、第5項各号のいずれかを満たすものについて指定する。
- (2) 知事は、食鳥処理場を指定したときは、当該指定に係る指定日並びに食鳥処理場の名称及び所在地について告示するとともに、その旨を当該食鳥処理事業者に通知する。

4 食鳥処理場の指定の解除

- (1) 知事は、指定した食鳥処理場が次項各号のいずれをも満たさなくなった場合、指定を解除する。
- (2) 知事は、食鳥処理場の指定を解除したときは、その旨を告示するとともに、当該食鳥処理事業者に通知する。

5 指定の基準

- (1) 認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場
- (2) 認定小規模食鳥処理場のうち、輸出等に係り、食鳥検査が必要であると認められるもの

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。